

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 5 回 会 議

平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日 (月)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第5回会議

1 日時

平成15年11月10日(月)午後2時開会・午後2時59分閉会

2 場所

高松市役所13階大会議室

3 出席委員 24人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	中井弘	委員	野口勉
委員	井竿辰夫	委員	藤澤久文
委員	廣瀬年久	委員	佐藤好邦
委員	川田史郎	委員	尾形洋一
委員	山田徹郎	委員	河田澄
委員	黒川恵	委員	中村靖
委員	菰渕将鷹	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	梶村傳	委員	蓮井正明
委員	大浦澄子	委員	植田満江
委員	三笠輝彦	委員	大林正孝

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	角田富雄	幹事	出原忠憲

6 欠席幹事 なし

7 事務局

事務局長	林	昇	総務班 兼計画班	森	田	大	介
事務局次長 (調整班長事務取扱)	加	藤	昭	彦	調	整	班
総務班長 兼計画班長	福	井	隆	調	整	班	松
				本	修	治	

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第7号 建設計画の構成等について

報告第8号 行政制度等の現況調査の整理状況について

協議事項

協議第5号 町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について
（第4回会議提案：継続協議）

協議第6号 慣行の取扱い（協定項目第12号）について
（第4回会議提案：継続協議）

協議第7号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について
（第4回会議提案：継続協議）

協議第8号 地方税の取扱い（協定項目第9号）について

4 その他

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 2時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 大変お待たせいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第5回会議を開かせていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多用のところ、また足元の悪い中を御出席賜り、まことにありがとうございました。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、三笠輝彦委員と尾形洋一委員のお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3「議事」に入らせていただきます。

会議次第3 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、(1)「報告事項」のうち、報告第7号「建設計画の構成等について」事務局から説明させます。

事務局次長 それでは、報告第7号について事務局から御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをごらんください。

1ページ、報告第7号「建設計画の構成等について」でございます。

建設計画につきましては、8月20日の合併協議会の第3回会議におきまして、その策定方針の御承認をいただきましたが、本日は建設計画の構成及び策定のスケジュール（案）について御報告するものでございます。

資料2ページをお開き願います。

まず、「建設計画の構成」でございます。

建設計画は、 の「序論」から の「財政計画」まで大きく6項目に分けて構成するこ

といたしております。

以下、各項目について御説明申し上げます。

まず、「序論」につきましては、「合併の考え方」といたしまして、社会的背景と課題等について記載をいたしますほか、8月20日の第3回会議で御承認をいただいております「計画策定の方針」に基づき、計画の趣旨、構成、期間及び区域について記載することといたしております。

次に、「高松市と塩江町の概況」につきましては、2ページから3ページにかけて記載しておりますとおり、1の「位置と地勢」を初め、平成12年国勢調査のデータに基づき、2の「人口と世帯数」、3の「交流人口」について分析することといたしております。さらに、これまでの両市町にかかわる「広域行政」の取り組みについても考察し、両市町の概況をお示しすることといたしております。

次に、「基本方針」でございますが、まず「新しいまちづくり」につきましては、合併後における市の将来像及び塩江町地域の役割について記載することといたしております。

また、2の「基本目標」、3の「施策体系」につきましては、今後、建設計画に盛り込む主要事業、合併特例債適用事業等の検討を進める中で、施策体系を整理し、定めることといたしております。その内容につきましては、例として示しておりますが、「都市基盤」、「生活環境」、「教育・文化」、「保健・医療と福祉」、「産業」、「コミュニティ」、「行財政の効率化」などについて目標を設定することが考えられるかと存じます。

次に、「施策」でございますが、今後、両市町に対しまして、建設計画に掲載すべき主要事業等の調査を実施することといたしております。その調査結果に基づき、県事業を含め、施策体系に沿って、その基本方向と具体的施策を整理いたします。

次に、「公共的施設の統合整備」につきましては、合併後の市における行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案しつつ、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する中で、検討を進めてまいりたいと存じます。

続きまして、4ページをお開き願います。

最後に、「財政計画」でございます。財政計画につきましては、建設計画の期間、すなわち、両市町の合併後、おおむね10年間について定めることといたしております。

なお、財政計画の策定に当たりましては、印で記載しておりますが、留意事項といたしまして、合併特例法による特例措置を初めとする支援制度を活用するとともに、地方交

付税などの依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市が健全に財政運営を行えるよう、十分に留意して策定するものといいたします。

以上が「建設計画の構成」でございますが、参考といたしまして、現在の両市町の総合計画の概要を記載いたしております。

高松市は、平成12年度を初年度として、23年度までの12年間を、塩江町につきましては、平成10年度を初年度として19年度までの10年間を計画期間とする総合計画を策定いたしております。

また、まちづくりの目標として、高松市は の「環境共生型まちづくりへの転換」を初め6つの目標を、塩江町におきましては の「自然・共生のまちづくり」を初め7つの目標を掲げております。

なお、5ページから6ページにかけましては、他の先進地域や国が示した手引きにおける建設計画の構成を、参考までに一覧表にまとめております。本日は時間の関係で省略させていただきますが、後ほど、お目通しをいただければと存じます。

続きまして、「建設計画の策定スケジュール(案)」について御説明をいたします。

資料7ページをお開き願います。

7ページは、「建設計画策定のスケジュール(案)」でございますが、まず、ページの左上、四角の枠の中で囲んでいますが、1の「建設計画の策定方針」、これにつきましては、既に第3回会議で御承認をいただいたところでございます。

次に、2の「建設計画の構成」につきましては、ただいま御説明いたしましたとおりでございます。

以下は、建設計画の決定に至るまでの今後のスケジュールでございますが、まず、両市町に対し主要事業等の調査を実施し、その調査結果に基づき、まずは、建設計画に掲載する主要事業について、幹事会及び関係の部会に諮り、事業の緊急性、必要性、効果、財源等を協議いただき、3の「主要事業(案)」を作成をいたします。そして、その主要事業(案)について、この協議会で御協議いただき、御意見等をお伺いするとともに、住民の皆様のご意向を把握する中で、再度、幹事会及び関係部会におきまして、主要事業を検討いたすことといたしております。

次に、4の「合併特例債適用事業(案)」につきましても、同様に、幹事会及び部会におきまして検討、協議の上、合併協議会での御意見等をお伺いするということといたしております。

次に、5の「建設計画（素案）」でございますが、合併協議会での御意見等を踏まえ、幹事会及び部会におきまして、建設計画への掲載事業を精査するとともに、主要事業・行政制度等の調整結果の掲載を検討し、また県の事業につきましても、香川県との事前協議を行い、本年度末を目標に作成をしまいたいというふうに考えております。

さらに、この「素案」につきましては、その内容等を、協議会とあわせ、住民説明会の場でお示しし、住民の皆様から、広く御意見、御要望等をお伺いすることといたしております。それらの御意見等を十分に踏まえまして、6の「建設計画（案）」を作成をいたしまして、改めて、合併協議会、幹事会、部会で必要に応じ修正を加え、本合併協議会としての建設計画の最終確認を行います。その後におきましては、香川県への正式協議を経て、建設計画を決定し、8にございますように「建設計画の総務大臣及び香川県知事への送付」となります。

以上が、「建設計画策定のスケジュール（案）」でございますが、この日程は、あくまで現段階で想定されますスケジュールでございます。今後の協議の進捗状況等によりまして、なお変更の可能性があるということをあらかじめお含みおきいただきたいと存じます。

以上で、報告第7号「建設計画の構成等について」の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第7号「建設計画の構成等について」につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは次に移らせていただきます。

報告第8号「行政制度等の現況調査の整理状況について」、事務局から説明させます。

事務局次長 それでは、報告第8号「行政制度等の現況調査の整理状況について」御説明をいたします。

会議資料の8ページをお開き願います。

報告第8号「行政制度等の現況調査の整理状況について」でございますが、高松市及び塩江町の行政制度や各種事務事業の現況調査について、このたび、事務事業項目等の取りまとめができましたので、その整理状況を御報告するものでございます。

各自治体の行政制度や各種事務事業につきましては、一部の共通事務・事業を除きまして、自治体の行財政規模あるいは組織体制の違いなどによりまして、大きく異なっているというのが現状でございます。

そこで、市町合併の協議に当たりましては、それぞれの自治体での行政制度や各種の事務事業が、どのように異なっているのか、その実態を把握することが、まず必要となります。このようなことから、高松市及び塩江町の行政制度や各種の事務事業の現況等を把握するために実施いたしましたのが、この行政制度等の現況調査でございます。

この調査でございますが、8ページの中ほどでございますように、「行政制度・事務事業項目の洗い出し」と「現況調査」の2回、実施いたしております。第1回調査といたしましては、行政制度・事務事業項目の洗い出しを本年7月10日から8月22日までの間、実施いたしております。

また、2でございますように、第2回調査といたしまして、第1回の調査により抽出をされました行政制度や事務事業が、高松市及び塩江町におきまして、どのような現況になっているのかを把握するための現況調査を、9月5日から10月20日までの間、実施いたしております。

この調査結果の概要でございますが、3の整理状況をごらんいただきたいと存じます。

表の中に、部会別に、それぞれの部会から抽出をされました項目の数を記載しておりますが、左上でございます総務部会から、右下の方でございます議会部会までの合計17の部会におきまして、1,881の項目が抽出されております。

この1,881の項目でございますが、内容につきましては、お手元に、別途配付をいたしております「第5回会議附属資料」をごらんいただきたいと思います。

「第5回会議附属資料」でございます。まず、2ページをお開き願いたいと存じます。

2ページから3ページの中ほどにかけましては、部会で申しますと総務部会から抽出をされました事務事業等、数にして184ございますが、この184項目を掲載しております。

2ページから3ページは、総務部会でございますが、以下、この総務部会と同様に各部会ごとの項目につきまして、20ページまで掲載をいたしております。本日は、時間の関係で、個々の事項の説明につきましては省略をさせていただきますが、20ページまで、合計で1,881、17の部会から抽出の項目でございます。

続きまして、附属資料の21ページをお開きください。

附属資料の21ページでございます。21ページには、今後、本合併協議会におきまして協議をしていくこととなる「合併協定項目」と、先ほどの「事務事業項目」との関連がどうなるかという点につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

21ページの「合併協定項目と事務事業との相関図」でございますが、ちょっと字が小さくて恐縮でございますが、合併協定項目と約1,900項目にも及ぶ事務事業項目との関係を図にあらわしたものでございます。

図の上側には、今回調査いたしました事務事業を掲載いたしております。下側には、合併協定項目を記載いたしております。図でおわかりのように、下側でございます一つ一つの合併協定項目には複数の事務事業が関連をいたしております。

例えば、合併協定項目の右から4番目、ページの中ほどにございます「手数料の取扱い」という合併協定項目でございますが、これにつきましては、その上段、上側にございます事務事業といたしましては、住民票の交付手数料関係を初め、納税証明手数料関係、またごみ処理手数料関係など数多くの手数料関係がございまして、両市町において、同額のもの、あるいは額に違いがあるものなど、状況が異なっております。

これらの手数料関係につきまして、一つ一つ、幹事会、部会等において案を協議するわけでございますが、合併協議会の場で協議をお願いする段階では、それらを総括し、一つの合併協定項目、「手数料の取扱い」として提案をしていくこととなります。

なお、事務事業項目の中には、単に、事務処理の手続や事務事業遂行上必要なものなどの項目も含まれております。図の中では、上の段の右端に記載をしているものでございます。その下に枠で囲んで「(例)」として記載をしておりますが、例えば文書の收受・発送事務でありますとか、始業時や終業時の音楽放送テープの作成事務、各種統計書作成事務、物品の出納保管事務、印鑑登録の受付事務などが該当をいたします。

このような事務処理手続等の項目につきましては、部会や幹事会において協議し、その取り扱いを決定させていただきたいと考えておりまして、これら項目の調整結果すべてが合併協議会に上げられるものではございません。

以上が、「合併協定項目」と「事務事業項目」の関係でございます。

恐れ入りますが、再び会議資料の方の8ページにお戻りをさせていただきたいと存じます。

会議資料の8ページでございます。ただいま御説明をいたしました行政制度等の項目数1,881項目でございますが、8ページの表の下側、欄外に印で記載をしておりますように、この項目数につきましても、あくまで現時点のものでございますことから、今後

の各部会等での調整作業に伴いまして、項目の統合あるいは分離により、その数が増減することも想定をされます。

今後、これら行政制度等の項目につきまして、幹事会で調整を行い、整理いたしまして、合併協定項目として協議会にお諮りをしたいと考えております。

以上、報告第8号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第8号につきまして御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

会議次第3（2）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3、（2）の「協議事項」に移ります。

なお、協議事項のうち、協議第5号から第7号までの3件につきましては、前回の第4回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますので、本日、事務局からの説明は省略させていただきます。

それでは、協議第5号「町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について」を議題といたします。

協議第5号につきまして御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

中井副会長 この町名・字名の取扱いの関係でございますけど、前回の協議会で提案をされたときに、三笠委員さんだっと思えますけれども、塩江温泉町という名称はどうだろうかというようなありがたい御意見をいただいたんです。

私ども、幹事会の前にいろいろと協議をするために、この間ですが、今回この会に臨むために委員さんにお集まりいただいて、いろいろと御検討もいただいたわけですが、一般的にはその考え方として、やっぱり塩江町の歴史というのは、やっぱり塩江の温泉の町だけを中心にした名称というのも、私自身も、それどうだろうかと思うような感じがいたしますし、住民全体も、大体、その塩江町というのが昭和31年合併したときに安原、塩江、上西というそれぞれ地名があったわけですが、それを塩江という、やや温泉を標榜した町にしたいというようなことから塩江町となった経緯もあるので、そういう歴史の上に

立って、このまま現在のところは、いった方がええんでないかというようなことになりましたので、そういうありがたい御意見いただいたんでございますけれども、今回の幹事会もそういうことで決定というか、案として出していただいたというような経緯がございますので、ちょっと、そういう御意見いただいとったので、私の方から申し上げておきます。

議長（増田会長） 前回の御提案については以上のようなことでございますが、そのほかのことにつきまして何か御発言ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御発言ないようでございますので、それでは協議第5号についてお諮りをいたします。

協議第5号について、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。

御異議ございませんので、協議第5号につきましては原案のとおり確認をいたします。

次に、協議第6号「慣行の取扱い（協定項目第12号）について」を議題といたします。

協議第6号につきまして御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御発言を願います。

市章と市民憲章、都市宣言、市の木、市の花でございますが……、特に御発言ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御発言もございませんので、協議第6号につきましてお諮りをさせていただきます。

協議第6号は原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。

御異議ございませんので、協議第6号につきましても原案のとおり確認をいたしました。

次に、協議第7号「特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について」を議題といたします。

協議第7号につきまして御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

これも両市町の長が、別途、定めるということでございますので、特に問題ないかと思
います。

特に御発言ございませんので、協議第7号についてお諮りいたします。

協議第7号は原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第7号は原案のとおり確認をいたしま
した。

次に、協議第8号「地方税の取扱い（協定項目第9号）について」を議題といたしま
す。

なお、協議第8号につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則とし
て、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明などを行い、次回の第6回の会議
において、改めて質疑及び協議を行った上、意思集約を図ることとしたいと存じます。

それでは、協議第8号について、事務局から説明いたさせます。

事務局次長 それでは、協議第8号「地方税の取扱い（協定項目第9号）について」御
説明をいたします。

会議資料の17ページをお開き願います。

協議第8号でございますが、地方税の取扱い（協定項目第9号）を次のとおり決定する
ことについて、協議を求めようとするものでございます。

まず、提案内容を御説明させていただく前に、この地方税の概要につきまして御説明を
させていただきます。

次の資料18ページをお開き願います。

18ページから21ページにかけて、地方税の概要と高松市及び塩江町において、
現在、課税をいたしております地方税についての概略を記載させていただいております。

まず、18ページの中ほどにございます図をごらんいただきたいと存じます。

市町村税は、現行の地方税法上、大きく分けてアの「普通税」とイの「目的税」の2つ
に分かれております。

まず、普通税といたしまして、その右にございますように、1の「市町村税」から6の
「鉱産税」までの6つの法定普通税と市町村法定外普通税がございます。

また、イの「目的税」といたしまして、1の「入湯税」から7の「宅地開発税」までの

7つの法定目的税と市町村法定外目的税がございます。

このうち、高松市及び塩江町に関係いたします市町村税は、そこにアンダーラインを引いてありますが、普通税が、1の「市町村民税」から5の「特別土地保有税」まで、目的税が、1の「入湯税」と2の「事業所税」となっております。

それぞれの地方税の概要でございますが、その図の下をごらんいただきたいと存じます。

まず、ア普通税の1「市町村民税」でございますが、この市町村民税につきましては、個人市町村民税と法人市町村民税がございまして、(1)の「個人市町村民税」は、1月1日において、市町村内に住所を有する個人に対して課税するもので、均等割と所得割とに区分されております。

その下の にございますように、「均等割」は、所得金額の多少にかかわらず、一定の税額を課税するものでございまして、標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が年額2,500円、その他の市町村が年額2,000円となっております。

次に、19ページをごらんください。

の「所得割」につきましては、前年度の所得金額を算定基礎とするものでございまして、標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円を超え700万円までの部分が8%、700万円を超えた部分が10%となっております。

次に、(2)の「法人市町村民税」でございますが、法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税され、均等割と法人税割に区分をされております。

まず、 の「均等割」でございますが、均等割は、所得の有無にかかわらず、一定の税額を課税するものでございまして、標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて5万円から300万円までの11の段階に分かれております。

なお、制限税率、これは、地方団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率でございまして、標準税率の1.2倍となっております。

次に、 の「法人税割」につきましては、国税である法人税額を算定基礎としておりまして、標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっております。

なお、その下には、参考といたしまして、ただいま申し上げております標準税率や制限税率及び一定税率についての、それぞれの用語の解説を掲載させていただいております。

続きまして、2の「固定資産税」でございますが、固定資産税は、1月1日において、市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税をするものでございまして、税額は、固定資産評価基準に基づき評価しました土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%、制限税率は2.1%となっております。

次に、3の「軽自動車税」でございますが、軽自動車税は4月1日において、その市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税をするものでございます。

この税率につきましては、次の20ページをお開き願いたいと存じますが、標準税率は車種、総排気量などに応じまして、1台当たり年額1,000円から7,200円まで定められておりまして、制限税率は、標準税率の1.2倍となっております。

次に、4の「市町村たばこ税」でございますが、市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税をされるものでございまして、税率は一定でございまして、たばこ1,000本につき2,977円、旧3級品については、1,000本につき1,412円となっております。

続きまして、5の「特別土地保有税」でございますが、特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図るということを目的とした税でございまして、土地の所有者に対して課税をする保有分と、土地の取得者に対して課税する取得分の2種類がございます。

なお、この特別土地保有税につきましては、平成15年度税制改正によりまして、平成15年度より新規課税は凍結となっております。

次に、イの「目的税」でございますが、まず、1の「入湯税」につきましては、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的といたしまして、鉱泉浴場における入場行為に対して課税されるものでございまして、標準税率は入湯客1人1日につき150円となっております。

なお、この入湯税につきましては、公益などの理由がある場合には、各市町の条例で定めることで課税を免除することができます。

自治省、現在の総務省ですが、総務省から通知が出ておりまして、「市町村が地域住民の福祉向上を目的として設置した施設」及び「日帰りで、利用料金がおおむね1,000円の鉱泉浴場施設」などが課税を免除できる場合として挙げられております。

続きまして、2の事業所税でございますが、この事業所税は、都市環境の整備及び改善

に関する事業に充てることを目的といたしまして、従業者数が100人を超える事業所、または床面積が1,000平方メートルを超える事業所に対して課税されるもので、税率は一定で、資産割が床面積1平方メートルにつき600円、従業者割が従業者給与総額の100分の0.25となっております。

なお、この事業所税は、人口が30万人以上の市等においてのみ課税をされることとなっているものでございます。

以上が高松市及び塩江町に関連いたします市町村税の概要でございます。

戻りまして、資料の17ページをごらんいただきたいと存じます。

17ページでございますが、今回、提案しております地方税の取扱いにつきましては、ただいま御説明をさせていただきました、高松市及び塩江町に関係いたします、それぞれの市町村税を合併後にどのように扱うかということを決めるものでございます。

合併特例法では、合併関係市町村相互の間で地方税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって均衡を欠くと認められる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って課税をしないこと、または不均一の課税をすることができる旨定められております。

協議第8号は、この規定を基本に、税が住民に負担を求めるものであることを勘案して、急激な変化を来さないよう配慮して調整をしたものでございます。不均一課税などの経過措置を設けるに当たっての基本的な考え方といたしましては、まず、新たに課税をすることになる税目につきましては、合併特例法の規定を最大限活用いたしまして5年の経過措置を、また、税率の変更の場合には3年の経過措置を設けておりまして、その他の納期、賦課期日あるいは住民負担の軽減につながる制度などにつきましては、合併と同時に高松市の制度に統一することといたしております。

その結果、17ページの枠の中に記載しておりますように、まず、地方税は高松市の制度に統一するものとしたしますが、塩江町に係る個人市・町民税、法人市・町民税、軽自動車税、事業所税につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の第10条第1項の規定に基づき、ただいま御説明をいたしました基本的な考え方に基づき調整をいたしまして、まず、「1」の個人市・町民税の均等割の税率、「2」の法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率、「3」の軽自動車税の税率につきましては、税率が変更となりますことから、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施することといたしてお

ります。

次に、「4」の事業所税につきましては、新たに課税をすることとなる税目ですので、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除することといたしております。

この地方税の取扱いの調整内容につきましては、附属資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の方の22ページをお開き願いたいと存じます。横長の第5回会議の附属資料でございます。

附属資料の22ページをお開き願いたいと存じます。

22ページからは、協議第8号資料「地方税の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の23ページをお開き願います。

23ページには、調整に当たりまして採用をいたしました帳票を記載しておりますが、この帳票でございますが、まず左側の一番上の黒く網掛けをしております「協定項目」の欄には、各協定項目の名称、また次の「分類」の欄には各協定項目におきます個々の行政制度や事務事業名が記載をされております。

その下の「項目」の欄には、分類欄に記載されております行政制度や事務事業の調整のポイントとなる項目が記載されております。また、その横の「現況」欄には、高松市及び塩江町両市町の現況がそれぞれの項目ごとに記載をされているものでございます。

また、右側の欄でございますが、右側の欄の一番上には、この協定項目の調整に当たりました部会の名称が、またその下側には調整に当たっての「問題点・課題」、それに対する「対応策」、そしてその「調整案」が記載されております。

それでは、23ページでございますが、まず「個人市・町民税」についてでございます。

個人市・町民税の高松市及び塩江町の現況でございます。1の「納税義務者」、3の「所得割」及び4の「申告書提出期限」につきましては、高松市及び塩江町とも同様でございますが、2の「均等割」及び5の「納期」において違いがございます。

まず、2の「均等割」でございますが、の「税率」におきまして、高松市が2,500円に対しまして塩江町が2,000円となっております。の「非課税基準」についても違いがございまして、例えば、扶養親族等が3人の4人家族の場合で申し上げますと、非課税基準は高松市が147万6,000円、塩江町は131万2,000円という状況

でございます。

また、5の「納期」につきましては、第1期から第3期までは、高松市及び塩江町とも同様でございますが、第4期の納期が、高松市が12月1日から12月31日までとなっているのに対しまして、塩江町では1月1日から1月31日までとなっております。

これらの相違点の調整といたしまして、右側の欄の「対応策」及び「調整案」にございますように、納期や塩江町の住民の負担軽減となる均等割の非課税基準につきましては、高松市の制度に統一をいたしますが、均等割の税率につきましては、塩江町の住民の方にとりまして負担増となる税率の変更でございますので、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施しようとするものでございます。

したがって、現時点では、合併の期日が平成17年3月31日を目標とするということでございますので、平成16年度及びこれに続く3カ年度、すなわち、平成17年4月1日から数えまして3カ年度となります平成20年3月末までは、塩江町の住民の方の均等割額を2,000円のまま据え置くということでございます。

次に、資料の24ページをごらんいただきたいと存じます。

24ページは、「法人市・町民税」でございます。

この法人市・町民税につきましては、2の「税率」において違いがございます。高松市におきましては、均等割及び法人税割ともに標準税率の1.2倍までの制限税率を適用しておりますのに対し、塩江町では、均等割及び法人税割とも標準税率が適用されております。

この調整に当たりましては、右側の欄の「対応策」及び「調整案」の欄にございますが、高松市の制度に統一をいたしますが、税率が変更となりますので、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施しようとするものでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

25ページは、「固定資産税」についてでございます。

固定資産税につきましては、1の「納税義務者」、2の「課税標準」、3の「税率」及び4の「免税点」までは違いがございませんが、5の「評価方法」の中の一番上でございます土地のうち、宅地についての評価方法に違いがございまして、高松市は、市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式を採用しておりますが、塩江町につきましては、その他の宅地評価法が採用されております。

また、6の「納期」につきましても、第4期の納期が高松市は11月1日から11月3

0日までとなっているのに対しまして、塩江町が12月1日から12月25日までとなっており、違いがございます。

この調整につきましては、右側の欄でございますが、「対応策」及び「調整案」の欄にございますように、宅地の評価方法及び納期ともに高松市の制度に統一をすることといたしております。

なお、固定資産税の宅地の評価方法につきましては、一部で路線価方式を採用したいというふうに考えておりますが、評価替えが3年ごとに行われ、次回は平成18年度となりますことから、基本的には、平成18年度の評価替えからの採用となります。ただし、この評価方法の変更によりまして、従来の評価方法に比べ、評価が高くなるということはありません。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

26ページは、「軽自動車税」でございます。

この軽自動車税につきましては、2の「税率」、3の「賦課期日」、4の「納期」において相違がございます。

まず、2の「税率」でございますが、高松市におきましては、50cc以下の原動機付自転車及びミニカーについては、標準税率を適用しておりますが、その他の車種につきましては、制限税率が適用されております。一方、塩江町につきましては、すべての車種において標準税率が適用されております。

また、3の「賦課期日」につきましては、高松市が4月1日、塩江町が5月1日、4の「納期」につきましては、高松市が5月1日から5月31日まで、塩江町が5月11日から5月31日までとなっております。

この軽自動車税における調整案でございますが、高松市の制度に統一することといたしますが、税率の変更となりますので、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施することといたしております。

続きまして、27ページをお開き願います。

「市・町たばこ税」でございます。この市・町たばこ税につきましては、高松市及び塩江町ともに制度に変わりがないことから、高松市の制度に統一するものといたしております。

続きまして、28ページでございます。

28ページは、「特別土地保有税」でございますが、この特別土地保有税につきましては

は、5の「免税点」におきまして両市町に違いがございますが、一番下の「参考」にございますように、15年度、今年度からですが、課税凍結ということになっておりますことから、調整の必要がないものでございます。

なお、その参考欄のただし書きにございますように、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡または免除土地予定地として、徴収猶予中の納税義務者については、課税が免除されませんので、徴収猶予中の納税義務者に対しては、課税が発生する場合も想定されますが、塩江町におきましては、このただし書きに該当する納税義務者は、いない状況となっております。

続きまして、29ページをお開き願います。

29ページは、「入湯税」でございます。

入湯税につきましては、2の「税率」、3の「課税免除」において相違がございます。

まず、2の「税率」でございますが、高松市におきましては、入湯客1人1日につき150円となっておりますが、塩江町では、入湯客1人1日につき100円となっております。

また、3の「課税免除」につきましては、対象の一部が異なっている状況となっております。

この入湯税の調整につきましては、右下の「調整案」の欄にございますように、高松市の制度に統一するということといたしております。

なお、「課税免除」の欄にございますが、塩江町の現況欄の上から3番目にございます塩江町老人福祉センター 奥の湯温泉でございますが、において入湯する者のうち満65歳以上の老人及び塩江町内に住所を有する身体障害者でその障害の程度が4級以上の者につきましては、高松市の現況の最後でございますが、「前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者」として適用されます。また、塩江町の現況欄の下から2番目にございます「行基の湯において入湯する者のうち、塩江町に住所を有する者」については、高松市の現況欄の上から3番目にございます「利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者」として適用されるものと考えております。

なお、高松市の課税免除の対象でございます「利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者」の適用対象が非常に広いことから、実質的には住民の負担が軽減をされるものでございます。

以上が「入湯税」でございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

30ページは、「事業所税」についてでございます。

この事業所税につきましては、先ほど、地方税の概要の中で説明いたしましたように、人口が30万人以上の市等において課税をされるものでございまして、現在、県内におきましても、高松市のみが課税しております。

この事業所税の調整でございますが、塩江町におきましては、新たな税目となりますことから、激変緩和の措置を適用いたしまして、「調整欄」にございますように、高松市の制度に統一することとし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除することといたしております。

したがって、平成22年3月31日まで課税をしないという状況を継続させまして、平成22年4月1日から、高松市として事業所税を課税しようとするものでございます。

続きまして、31ページをお開き願いたいと存じます。

31ページは、「納税関係」でございます。

この納税関係には、1の「納期前納付に対する報奨金」、2の「口座振替制度」及び3の「滞納処分」の3つが挙げられております。このうち、1の「納期前納付に対する報奨金」及び3の「滞納処分」において違いがございます。

まず、1の「納期前納付に対する報奨金」につきましては、にございますように、高松市では、納期前に納付した税額の100分の0.5でございますが、塩江町におきましては、納付前に納付した税額の100分の1となっております。

また、の「交付限度額」にも違いがございまして、高松市では、各期ごとの税額が10万円までとなっておりますのに対しまして、塩江町では、交付限度額を定めていない状況となっております。

また、3の「滞納処分」につきましては、塩江町におきましては、木田香川滞納整理組合に委託をしている状況でございます。

この納税関係の調整案でございますが、右の欄の「調整案」の欄にございますが、高松市の制度に統一をするものでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、元の会議資料の21ページをお開き願いたいと存じます。

21ページには、参考といたしまして、「市町村の合併の特例に関する法律」の中の地

方税の特例に関する条文を抜粋して掲載しております。関係部分でございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

22ページには、地方税の取扱いについて、先進地域の事例といたしまして、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました10市での状況を記載しております。

まず、この10市のうち8つの市で不均一課税を行っておりまして、不均一課税の期間は、合併年度のみとしたのが2市、合併年度プラス3年度としたのが4市、合併年度プラス5年度としたのが1市、その他が1市となっております。例といたしまして、3市の事例を記載しておりますが、これにつきましては、後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、23ページでございますが、ここには、同じく地方税の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、法定の合併協議会を設置して、現在、合併の協議を進めております市町村のうちで、高松市と同様の中核市11市での事例を記載させていただいております。

この11市のうちで、地方税の取扱いについて協定項目が既に確認、集約をされておりますのは、欄外の下に印で記載しておりますが、秋田市など5市でございますが、この5市すべてにおいて不均一課税が行われております。

表の上側でございますが、不均一課税の期間といたしましては、合併年度のみが1市、合併年度プラス2年度としておりますのが1市、合併年度プラス5年度としておりますのが1市、その他が2市となっております。例といたしまして、秋田市、長崎市、鹿児島市3市の事例を記載しております。

以上で協議第8号「地方税の取扱いについて」の説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第8号につきましては、次回の会議において改めて協議を行うことといたしておりますけれども、案件の趣旨や内容等について御質問、御意見、また確認したい事項等がございましたら、どなたからでも御発言を願います。

はい、どうぞ。

川田（秀）委員 済みません。塩江の川田ですが、歳をとっておるのにこういう会に出てこいということが出てまいりました。それぞれ町長の任命を受けてから、以後、町民からこういう会についていろいろ質疑があるわけです。その都度、町民の各位は、「川田さ

ん、合併したら税金はどないなるんな。」というのが大体六、七割ぐらいまでであるわけです。

今、事務局の方から御説明があって、私ども思うのもなるほどと思うんですが、そこをひとつ寛大に御協議いただいて、そういうふうになるということになりましたら、町民もファースト・インスピレーションで、もう税金が上がるんか、早から税金が上がるんかというふうな印象を与えられると、非常に我々は、後々説得がしにくいんじゃないかというふうな感じも受けるわけです。

ただし、高松市が寛大にされておるということは敬意を表するんですが、なお一層御協議がありまして、その機会がありましたら、つたない私の願いですが、お願いをしておきたいと思います。

終わります。

議長（増田会長） 先ほど説明がありましたように、激変緩和ということを中心に置きまして、それからできるだけ不利にならないように、お互いがというより、むしろ高松市の方が負担を持つというような基本的な方向でやっておりますが、税金につきましても、いつまでもというわけにはいきませんので、最大限、当該年度プラス5年というようなことでございますので、それを今の案ではフルに使おうというようなことでございます。いろいろ御意見あろうと思いますが、内容については、また十分次回で議論していただきたいと思っております。

ほかにどうぞ。何からでも。

中井副会長 ちょっと私、参考まで。直接この議案というか、この協議事項に関係がないと言えば関係がないんですけども、一応、税の関係についても非常に市の方でもというか、幹事会で配慮していただきまして、住民負担が急激に変わるということは避けられるような状況であると私は思っておりますけれども、これと逆に塩江町の住民が非常に有利に展開される問題も私はあると思う。だから、そういう問題については、ひとつ激変緩和というか、それは余り適用がないようにできるだけお願いをしておきたいということなんで、非常に考え方としてはあれかもしれませんけれども、高松市の条例に即当てはめていくということになれば、塩江町の住民が非常に有利になるものも私にはあると。既に私、一、二はわかっておりますけれども、そういうものもあるので、それらの問題については、ひとつ緩和措置はなくして、即適用していただくようにというようなことをお願いしておきたい。

議長（増田会長） 例えば、水道料なんかが高いとすれば……。

中井副会長 身障者の問題とか……。

議長（増田会長） そういうのがそのままいくでなくて、そういうのが塩江町について有利な場合は、有利な高松の方を早く適用するというようなことですね。

中井副会長 まあお願いしておきますわ。

川田（秀）委員 寛大に、寛大に、高松市に配慮されとるけれども、願わくばということで。町長内輪のこと言うたらいかんが、のう。

議長（増田会長） ほかに何かございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） また十分勉強していただいて、何か疑問点ございましたら、次回で議論をいただけたらと思います。

それでは、特にないようでございますので、協議第8号につきましては、会議規程の定めにより、次回の第6回会議において改めて質疑及び協議を行い、意思集約をさせていただきます。

会議次第4 その他

（1）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第4の「その他」でございますが、「高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について」、事務局から説明いたさせます。

事務局次長 会議資料24ページでございますが、（1）「高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について」御説明をいたします。

資料24ページをごらんいただきたいと存じます。

今後の会議の開催予定でございますが、第6回会議でございますが、今のところ12月8日の月曜日、午前10時から、この高松市役所13階大会議室で開催を予定いたしております。

また、第7回会議につきましては、年が明けて来年の1月16日の金曜日、午後1時半から、場所は塩江町役場の2階大会議室で開催予定でございます。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載して、おおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

以上でございます。

議長（増田会長） 次回と次々回の会議の開催予定でございました。

以上で「その他」事務局の説明は終わりましたが、せっかくの機会でございますので、何かこの際御発言がございましたら承りますが。

よろしゅうございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、特にないようでございますので、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜りありがとうございました。

これをもちまして高松市・塩江町合併協議会第5回会議を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 2時59分 閉会

会議録署名委員

委員

三笠輝彦

委員

尾形洋一